

竹富町における新型コロナウイルス感染症への対応について（第1報）

現在、国内外において猛威を振るう新型コロナウイルス感染症については、八重山圏域における発症者は確認されていないものの、沖縄本島では感染者が発生するなど、今後、八重山圏域、竹富町においても入域者によって感染者が発生する可能性が危惧されており、予断を許さない状況であります。

また、竹富町では診療体制が限られており、町内で発症者の確認、感染症が流行した場合には、十分な医療提供が期待できず搬送体制にも限界があることから甚大な被害をもたらす可能性があります。国の「緊急事態宣言」発令中は、竹富町内への旅行等は厳に謹んでいただきますようお願い申し上げます。

そのことを踏まえて、先日から八重山三市町で歩調を合わせ、多方面において対応策を検討・協議し、実施してまいりましたが、このたび、本日4月8日11時「竹富町新型インフルエンザ等警戒本部」を立ち上げ、竹富町独自の対応策を公表する必要性が生じたことから、今回の記者会見を開くこととしました。

まずは、水際対策についてご説明申し上げます。

4月1日から10日までの午前7時45分から8時45分の間、ユージェナ石垣港離島ターミナルにおいて、町職員が乗船客に対してチラシを配布し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた周知に取り組んでおります。詳細につきましては、別添「資料1」をご参照願います。

次に、4月2日に緊急に開催しました「竹富町航路事業連絡調整会議」においては、事態の収束が図られるまで、石垣島から竹富町各島に行き交う高速船

等の就航の一部停止などを要請いたしました。詳細につきましては、別添「資料2」「資料3」をご参照願います。

そのことについては、船舶事業者も一定の理解を示され、明日9日からの就航の一部減便に踏み切っています。船舶就航の減便により、直ちに町民生活に支障を来すなどの状況が見られる場合には、随時船舶事業者と協議を行い必要最低限の生活航路の維持・確保が図られるよう努めてまいります。

また、アルコールなどの消毒液が不足する中、明日9日までには、町内各港湾ターミナル内において、消毒液を常備する予定であります。

次に、町内医療機関との連携についてであります。

町内の診療体制は限られており、医療従事者を感染から守るためだけでなく、診療所の安全も保証し、住民が一体となって島を新型コロナウイルス感染から守っていかねばなりません。そのため「できる限り島にウイルスを持ち込まないこと」「島で感染症が発生したときは拡大させないこと」を目標に掲げ取り組んでおります。そのことについては、別添「資料4」をご参照願います。

また、万が一竹富町内で感染の疑いがある方が発生した場合は、町内の消防団と連携し、竹富町内から石垣市へ搬送するとともに、県保健所と連携を図りながらPCR検査の実施を行います。その結果が出るまでの三日間、石垣市内の宿泊施設（ホテル等）を滞在場所として設置できるよう、現在石垣市内の宿泊事業者と調整を進めております。

次に、保育所の対応についてであります。

4月6日付け事務連絡で保護者あてに「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」の文書を発送しました。詳細については、別添「資料5」をご参照願います。保護者の方へは、可能な範囲で家庭保育へのご協力を依頼しているところで、各保育所の保護者からの理解は得られていると考えております。

次に、介護予防事業等の対応についてであります。

4月6日付け竹福11号で各事業所（委託先）あてに「新型コロナウイルス感染症に関する予防措置について」の文書を発送しております。詳細は別添「資料6」をご参照願います。新型コロナウイルス感染予防措置として、多くの高齢者が集まる事業を6月末頃までの目安で自粛の協力を依頼しています。

次に、社会福祉施設等への対応についてであります。

4月7日付け事務連絡で各施設・事業所あてに厚生労働省等からの「新型コロナウイルスについての周知」を依頼しています。詳細は別添「資料7」をご参照願います。

次に、竹富町内の全幼稚園、全小・中学校への対策についてであります。

4月7日（火）から4月20日（月）までの2週間を、臨時休園・休校としました。その期間は、幼稚園での預かり保育及び学校に登校しての自主学习等もありません。なるべく、園児・児童・生徒等の接触の機会を減らすための措置であるため、関係者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。そのことについては、別添「資料8」をご参照ください。

次に、各家庭における感染症対策としてのマスク等の捨て方についてであります。新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合は、「ごみに直接触れない」「ごみを捨てた後は手を洗う」ことなどの心がけが必要です。詳細については別添「資料9」をご参照ください。

次に、町内に入域された外国人への対応についてであります。

新型コロナウイルス感染症の症状や手洗いの励行、咳エチケットなどを周知したチラシを配布いたします。詳細につきましては別添「資料10」をご参照ください。

次に、町職員の新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

職員への対応策については、「毎朝の体温チェックを行うこと」「37.5℃を超える発熱がある場合は、出勤せず病気休暇を取ること」「郡外の出張の自粛をすること」などを周知徹底しております。詳細については、別添「資料11」をご参照願います。

次に、竹富町内の事業者の皆様への支援策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、国、県が実施する施策を進めていくとともに、今後の情勢を踏まえながら竹富町独自の施策を検討してまいります。国、県の支援策につきましては、別添「資料12」をご参照願います。

最後に、今後の竹富町における新型コロナウイルス感染症への対応については、八重山三市町で連携を図りながら随時情報を発信してまいります。

また、最近ではSNSやインターネット等を通して、感染症にかかる根拠のない噂（うわさ）話などのデマが拡散され、社会生産活動や住民生活に悪い影響を与えることが懸念されております。今後は、行政や公的機関が発信する情報をもとに新型コロナウイルス感染症への対応をお願いします。

また、町民の皆様へ再度のお願いです。「密閉」「密集」「密接」の3密を避けた生活を心がけていただき、外出を控え、咳エチケットや手指消毒の徹底をお願いいたします。

日本が戦後経験したことのない国難ともいえる状況を皆様とともに乗り越えていきましょう。私からは以上です。ありがとうございました。

令和2年4月8日（水）

竹富町長 西大舛 高旬